

龍デ個第8号
令和6年9月25日

龍ヶ崎市長 萩原 勇 様

龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 周 作 彩

龍ヶ崎市情報公開条例第12条第1項に基づく諮問について（答申）

令和6年7月18日付け龍デ第44号により諮問のあった、市が採用した者（令和6年度新規採用職員）の学歴（出身大学名）に関する記録の部分公開の決定に対する審査請求について、下記のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

龍ヶ崎市長（以下「実施機関」という。）が、部分公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和6年5月24日、龍ヶ崎市情報公開条例（平成9年龍ヶ崎市条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に関し、内閣府と龍ヶ崎市とのやり取りをした書類」及び「市が採用した者の大学名」について、公開の請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件公開請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として次のものを特定した。
 - （1）令和6年5月21日に「採用職員の大学名公表についての考え方ご教授のお願い」と題した個人情報保護委員会事務局との相談記録
 - （2）令和6年度新規採用職員名簿

その上で、実施機関は、（1）を公開とし、（2）の一部について公開をしない理由を次のとおり付して部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年6月7日付け龍人第109号で審査請求人に通知した。

条例第9条第2号該当

令和6年度新規採用職員名簿のうち、氏名、フリガナは個人情報に該当するため非公開。職員番号、生年月日、採用時年齢、備考欄記載の大学名、地元（居住地）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより特定の個

人の権利利益を侵害するおそれがあるため非公開。

- 3 審査請求人は、令和6年6月18日、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分において、「大学名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより特定の個人の権利利益を侵害するおそれがあるため非公開」との決定を取り消すことを求める。

2 審査請求の理由

市が定める大学卒の初任給は、国よりも高く設定しており、優秀な人材を集めるためと主張するのであれば、大学名の公表は必要である。大学名は個人情報ではなく、大学名を公表することにより特定の個人の権利利益を侵害するおそれはないと考える。司法試験合格者や国家公務員の総合職の大学名は公表しているにもかかわらず、市が条例第9条第2号を根拠に、新規採用職員の出身大学名を非公開とした処分は不服である。

第4 実施機関の主張の要旨

次のとおり、実施機関は、「市が採用した者の大学名」について、条例第9条第2号に規定する情報に該当するとして、本件処分を行った。

1 弁明の趣旨

本件処分は、条例に即した決定であることは明らかであり、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 弁明理由の要旨

(1) 条例第9条第2号該当性について

条例第9条第2号の規定は、個人の尊厳を守るという観点から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報について、公開しないことができる旨を明確に規定したものである。

本号による「非公開とすることができる情報」とは、個人に関する情報であることと、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る情報であるという2つの要件で構成されている。

(2) 「個人に関する情報」への該当性

上記(1)の「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、成績、親族関係、所得・財産の状況その他一切の個人に関する情報をいい、

学歴にあたる大学名は該当する。

(3) 「特定の個人を識別することができる」への該当性

条例第9条第2号の規定にある「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、ある情報から特定の個人が明らかにでき、又は識別される可能性がある場合である。

例示として、氏名等の記載がない場合も、勤務先との組み合わせにより、特定の個人が識別され得る場合には個人情報に該当する。そのうえで、「市が採用した者の大学名」は、毎年採用数が多い本市においては、個人の特定ができ、大学名から対象者の性別や職種が限定されることもあり得る。また、職種によっては、採用要件が大学卒業とは限らず、大学名のみ公開した場合には、採用数と大学卒業者数が一致せず、大学卒業でないことが明らかになる可能性がある。

(4) 実施機関の責務

条例第3条に規定する「実施機関の責務」として、公開を原則とする情報公開制度の下においても、「個人に関する情報」は最大限に保護されるべきものであり、正当な理由なく公にしてはならないことは明らかである。

(5) 実施機関の事務又は事業に関する情報

条例第9条第6号に規定する事務・事業に関する情報への該当性として、出身大学名を公表した場合は、公表を望まない者の応募敬遠が懸念され、応募者の減少に繋がるおそれがあり、市の不利益と、採用試験の公正かつ適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

また、市職員の出身大学名を統計的に集約した公文書は存在していない。さらには、情報の収集の段階である募集要項において、「受験申込書は、採用試験に係る事務以外の目的では一切使用しない。」と明記しており、本人の同意なく情報を公開することはできない。

なお、職員採用は、筆記試験、面接等を経て総合的に判断しており、大学名をもって職員を採用しているわけではない。

第5 反論書における審査請求人の主張の要旨

1 反論の趣旨

本件処分に係る令和6年7月19日付け龍人第139号の弁明書における否認は、受け入れられない。

2 反論理由の要旨

- (1) 特定の情報が、個人情報に該当するかは、当該情報の記載内容、行政機関等において保有する他の情報、当該他の情報と容易に照合することの

可否等も踏まえて個別具体的な状況に即して判断することが必要であり、特定の個人が識別できるか否かが問題となる。審査請求人は照会するデータを有しておらず、容易に特定の個人を識別することはできない。

- (2) 条例第9条第2号及び個人情報の保護に関する法律第2条第1項第1号に規定する「個人情報」の定義は、ほぼ同一のものであるが、条例の後段に「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより特定の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。」という規定が加えられている。この条例の条文をもって、非公開の理由が述べられているが、審査請求人には容易に照合することができないことから、容易に特定の個人を識別できない。
- (3) 弁明書3(3)における「特定の個人を識別することができる」への該当性の弁明に対し、審査請求人には容易に照合することができない状態にあることから、特定の個人を識別できない。また、採用人数と大学卒業者の数が一致しないことで、大学卒業でないことを明らかにするという主張は、通常、短大卒業や専門学校卒業の場合は、大学卒業程度の学力はないと思われるが、看護学科卒・保育科卒の者が、学校教育法上の大学又は大学院の卒業程度の学力を持ち「優秀な人材」として採用したのであれば、大学卒業程度の試験に合格した場合に大学卒業として取扱い、それ以外は新しいカテゴリーを設け整理をすれば解決する。
- (4) 弁明書3(5)において、自分の出身大学の公表を望まない者がいるとしているが、職員全員の出身大学を尋ねているわけではなく、「龍ヶ崎市職員のサービスの宣誓に関する条例」により全体の奉仕者となった者の出身大学名について、国と同様の方法で開示すべきである。その理由として、審査請求人は、情報を容易に照合することができる状態になく、容易に特定の個人を識別することができないからである。また、国家公務員と同じ公務を遂行しながら、市職員として採用されると国家公務員の初任給より多く支給される特別の事情を鑑みても公表は必要である。なお、出身大学を知らせることは、当該大学に在籍する者などへ希望を与え、さらに優秀な人材を集めることが可能になる。

第6 当審査会の判断

1 争点

本件行政文書のうち新規採用職員の出身大学名について、条例第9条第2号のうち、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの」に該当するか否かが争点となっている。

2 条例第9条第2号の趣旨

(1) 条例の立法趣旨

条例第1条では、その目的について「市民の知る権利が保障されるよう、情報の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報の公開に関して必要な事項を定めることにより、市民参加による開かれた市政の実現を図り、市民との理解と信頼を深め、もって公正で民主的な市政の発展に寄与すること」と明らかにしている。

(2) 実施機関の責務

条例第3条では、上記(1)の立法趣旨の規定とともに条例全体の解釈及び運用の基本について、実施機関に対する責務を定めている。

「市民の知る権利が保障されるよう」とは、実施機関がこの条例を解釈し、運用するに当たっては、情報は、原則としてすべて公開するという精神に立って、第9条各号に規定する「公開しないことができる情報」の範囲及び第10条に規定する情報の部分公開等について厳格に解釈し、運用することを義務付けている。

一方で、個人に関する情報は、公開を原則とする情報公開制度の下においても最大限に保護されるべきものであり、正当な理由なく公にしてはならないことを明らかにしている。

当審査会は、この条例の原則公開の理念のもと、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう配慮しながら条例を解釈し、本件審査請求を判断する。

(3) 公開しないことができる情報

条例第9条では、情報の公開を請求する権利に対し、実施機関が公開をしないことができる権限と情報の範囲について定めている。

情報公開制度においては、市政に関する情報は公開原則であるが、実施機関の管理する情報の中には、公開することにより個人の権利利益を侵害したり、市政の公正・適正な執行を阻害するような情報が含まれており、非公開とせざるを得ないものも存在している。

本条第1号から第7号までの規定は、このような公開原則の例外として、公開をしないことができる情報（以下「非公開情報」という。）の範囲を明らかにしている。

(4) 個人に関する情報の保護

条例第9条第2号は、上記(3)の非公開情報のうち、個人に関する情報を非公開とすることを明確に規定したものである。

本号に規定のとおり、非公開となる情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別

することはできないが、公にすることにより特定の個人の権利利益を侵害するおそれがあるものとしている。

3 審査請求人及び実施機関の主張について

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、優秀な人材を集めるために初任給を高く設定しているのであれば、優秀な人材となる職員の出身大学名の公開は必要としたうえで、実施機関と個人情報保護委員会との間で交わされた文書によると、大学名については、個人情報ではないとしている。そのため、その大学名を公表することは特定の個人の権利利益を侵害するおそれはないとしている。

しかし、出身大学については個人の学歴であり、「個人に関する情報」に含まれることは明らかであり、確かにそれ自体では特定の個人を識別することはできないが、条例第9条第2号に規定があるとおりの「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」情報である場合には、非公開情報に該当することから、「大学名」であるからという理由だけをもって非公開情報に該当しないとは言えない。

審査請求人が、開示すべき理由として、司法試験や国家公務員の総合職の大学名が公表されていることを例示していることについては、他の情報と照合することの可否等も踏まえて、行政機関等が状況に即して個別具体的に判断することが必要であり、国や都道府県が公表をしていたとしても、それをもって実施機関が公表すべき情報であるとの判断には至らない。なお、司法試験や国家公務員総合職の採用試験などについては、試験制度の仕組みや規模が異なっており、同列に論じることはできない。

反論書では、審査請求人は容易に他の情報と照合できないとし、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別すること」ができる状況にはないとしているが、情報公開制度は審査請求人個人の状況だけを勘案するのではなく、情報公開請求が市民をはじめとした請求権者の知る権利を保障している制度であることを鑑みるべきであり、審査請求人が照合できない状況をもって特定の個人を識別することができないとの判断には至らない。

なお、反論書の意見(5)の後段にある採用試験に係る内容及び(7)以降に論じられている給与体系、市政のあり方などへの審査請求人の主張については、本件審査請求の内容とは異なるため、当審査会での判断は行わない。

(2) 実施機関の主張

弁明書によると、審査請求人が情報の公開を求めている、令和6年度採用職員の出身大学名については、学歴という「個人に関する情報」であるが、その情報のみをもって非公開情報とは判断できない。一方で、国や規模の大きな自治体と比して毎年の採用数が多くない本市において、また、窓口等だけでなく、私生活においても住民との関係性が深い基礎的な地方公共団体においては、それらから得られる情報と照合することで特定の個人が識別され、

また、大学名を手掛かりに対象者の性別や職種が限定されることで特定の個人を識別されると判断したことは妥当であり、実施機関の判断は、条例第9条第2号の規定の解釈に則った判断といえる。

なお、上記第4の2(5)にある「実施機関の事務又は事業に関する情報」への該当性は、本件公開請求に対しての決定した処分ではないので当審査会の判断は行わないが、この条例第9条第6号をもって、すべての「試験、人事管理」に関する情報を非公開とするものではなく、案件に応じて個別具体的な判断が必要である。

第7 結論

以上のことから、新規採用職員の出身大学名については、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができることから、条例第9条第2号に定める非公開情報に該当するものである。実施機関が一部公開とした決定は妥当であり、審査請求を棄却すべきである。

審査会での審議及び処理経過

年 月 日	内容
令和6年7月18日	情報公開・個人情報保護審査会 ・ 諮問庁から諮問書を受理 ・ 事務局から経過概要等の説明 【処理】 ・ 実施機関に弁明書を提出するよう通知
令和6年7月19日	【処理】 ・ 実施機関から弁明書を受理
令和6年7月22日	【処理】 ・ 審査請求人に弁明書の写しを送付 ・ 弁明書に対する反論があるときは、反論書を提出するよう通知 ※併せて、口頭での意見陳述を希望する場合は口頭意見陳述申立書の提出と意見陳述に補佐人が必要な場合には補佐人帯同許可申請書を提出するよう通知
令和6年7月29日	【処理】 ・ 審査請求人から口頭意見陳述申立書を受理
令和6年8月22日	情報公開・個人情報保護審査会 ・ 実施機関の弁明 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 (審査請求人から反論書が提出)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議
	<p>【処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人からの反論書を受理
令和6年9月5日	<p>情報公開・個人情報保護審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議
令和6年9月25日	<p>答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問庁へ答申書を提出